

工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名 : 31-3 公共 (大谷本郷) 污水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字大谷本郷地内

3 工 種 : 土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和 元年 5月30日から 令和 元年 8月30日まで	令和 一年 一月 一日から 令和 一年 一月 一日まで
契約金額 (税込)	9,666,000円	10,692,000円
工事概要	工事延長L=128.4m 污水管布設工 (リブ付き硬質塩化ビニル管φ200mm) 117.0m 污水管布設工 (リブ付き硬質塩化ビニル管φ150mm) 5.6m 組立1号マンホール設置工 6箇所 組立塩ビマンホール設置工 1箇所 取付管工 20箇所 付帯工 1式	工事延長L=134.7m 污水管布設工 (リブ付き硬質塩化ビニル管φ200mm) 122.3m 污水管布設工 (リブ付き硬質塩化ビニル管φ150mm) 6.6m 組立1号マンホール設置工 7箇所 組立塩ビマンホール設置工 0箇所 取付管工 23箇所 付帯工 1式

5 変更理由

下記の事由により、数量及び金額の変更を行う。

- ・ No.3243-1 路線において、最上流マンホールに接続する取付管の位置が、地権者の希望により西側に約 2m ずれたため、最上流マンホールの位置を変更し、污水管の布設延長を延伸する。
- ・ No.3243-1 路線において、当初設計時より新築住宅が増加したため、取付管工を 3 箇所増工する。
- ・ No.3243-1 路線において、既設給水管φ20mm が 1 箇所支障となるため、切回し工事を増工する。
- ・ No.3198 路線において試掘した結果、給水管理設置位置の相違により、取付管の位置に変更が生じたため、最上流マンホールの位置を変更し、污水管の布設延長を延伸の上、No.3198-1 マンホールを塩ビ人孔から 1 号人孔とする。同様に No.3198-2～-3 区間において、管渠の線形及び深さに変更が生じ、掘削深さが 1.5m を超えるため、土留め工を増工する。

よって増額変更とする。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が 250 万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。